

# 指定代理請求制度の創設に関するお知らせ

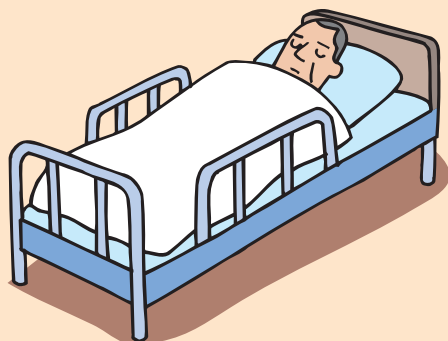
平成 20 年 7 月

現在ご加入いただいております簡易生命保険契約につきまして、被保険者さまが重い病気を患い意思表示ができなくなったこと等により、被保険者ご本人が受取人である保険金の支払いの請求などができなくなった場合、保険契約者が、被保険者の同意を得て、あらかじめ指定した指定代理請求人が保険金の支払いの請求などを行うことができる制度(指定代理請求制度)ができました。

## こんなとき

入院保険金や手術保険金などは被保険者ご本人からのご請求が必要です。  
そのため、次の場合などには、ご請求をすることが困難な場合があります。

事故や病気で寝たきり状態となり、被保険者ご本人が意思表示できないとき。



被保険者ご本人は「がん」などの病名の告知を受けておらず、ご家族のみが知っている場合。



あらかじめ指定代理請求人が指定されているときは・・・



**指定代理請求人が保険金の支払いの  
請求などを行うことができます。**

## ○指定代理請求人について

保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめ次の範囲内で一人の者を「指定代理請求人」として指定することができます。

なお、指定代理請求人は保険金の支払いの請求などの時においても、次の範囲内であることを要します。

- ・被保険者の戸籍上の配偶者
- ・被保険者の直系血族
- ・被保険者の兄弟姉妹
- ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

## ○指定代理請求人が請求できる保険金などは以下のとおりです。

### ①被保険者が受け取ることとなる保険金など

傷害保険金、入院保険金、手術保険金、年金などの請求

被保険者が受取人に指定されている場合などの満期保険金、生存保険金などの請求

### ②被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除など

身体障がい、重度障がいによる保険料の払込免除の通知など

重度障がいによる死亡保険金の支払に係る重度障がいの通知

## ご注意ください

- ・夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、夫婦年金保険または家族保険の基本契約において指定代理請求人を指定する場合は、保険契約者は、配偶者である被保険者の同意を得て、主たる被保険者の指定代理請求人として配偶者である被保険者を、配偶者である被保険者の指定代理請求人として主たる被保険者を指定してください。
- ・指定代理請求人が、故意に保険金などの支払事由を生じさせた場合、または故意に保険金などの受取人を保険金の支払いの請求などができない状態に該当させた場合などは、指定代理請求人としての取扱いを受けることはできません。
- ・指定代理請求人に保険金などをお支払いしたときは、その後、その保険金などの支払いの請求を受けても、当社は重複してお支払いしません。
- ・詳細については、「ご契約のしおり(指定代理請求制度)」を必ずお読みください。

【お問い合わせ】

●指定代理請求人の指定手続等の詳細につきましては、下記のかんぽコールセンターにお問い合わせください。

**かんぽコールセンター**

**0120-552950** (通話料無料)

平日：9:00～21:00

土日休日：9:00～17:00

(1月1日～1月3日を除きます。)

※休日明けはお電話が混み合い、つながりにくい場合がありますので、ご了承ください。

※おかけ間違いのないようご注意ください。

※当センターへのお電話は、サービス充実等の観点から録音させていただいております。あらかじめご了承ください。